

第7 意見

第6 監査の結果に記載した改善の必要性がある事例は、いずれも基本的な安全対策の未実施に起因し、事故につながり得るものである。

本来確保されるべき安全措置が徹底されていない事例、区監督員が模範となるべき立場でありながら逆に安全基準に反する行動をとっていた事例は、安全確保に向けた受発注者双方の意識や姿勢に改善の余地がある。区監督員が安全基準に反する行動をとることは、現場に対して安全対策の重要性を軽視する誤ったメッセージの発信になるおそれがあり、改めて安全管理に関する職員の知識の再確認を行うべき事例である。

工事中の事故は人命に係わるばかりでなく、工事自体の進ちょくを妨げ、ひいては区政に対する区民の信用を失墜する結果となる。工事の施工に伴う事故を未然に防止するためには、まず区が発注者に対して安全対策の確実な実施を徹底させることが必要であり、公共工事の発注者としての役割を踏まえ、区監督員自らが模範的な行動を示すことが重要である。その上で、工事現場における安全の確保に向けたガバナンス機能を一層強化させることが求められる。

毎年、新たな技術系職員が採用され、経験年数の浅い職員が増加している現状を踏まえると、安全管理に関する基準、ルール等について再確認する場を増加させることが必要と思われる。職場内研修の充実や新たなOJT計画などを実施し、職員一人ひとりに対し安全意識と基準の徹底を図ることを求めたい。